**様式第１０号（第１４条関係）**

**保有個人情報開示決定通知書**

**第　　　　　号**

**年　　月　　日**

**（住所）**

**（氏名）　　　　　　　　様**

**橿原市議会議長**

**年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、橿原市議会個人情報の保護に関する条例（令和４年橿原市条例第３８号）第２５条第１項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定したので通知します。**

**記**

|  |  |
| --- | --- |
| **開示請求された保有個人情報の件名又は内容** |  |
| **上記の請求に対応して**  **開示する保有個人情報の件名又は内容並びに一部を開示しない場合はその部分及び理由** |  |
| **開示する保有個人情報の利用目的** |  |
| **開示の実施の方法等** | **１　開示の実施の方法等**  **２ 議会事務局における開示を実施することができる日時及び場所**  **日時**  **場所**  **３ 写しの交付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）** |
| **個人情報の所管課** | **課** |
| **備考** |  |

**(教示)　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、橿原市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。**

**また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、橿原市を被告として（訴訟において橿原市を代表する者は橿原市議会議長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。**

**（注）１　保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示してください。**

**２　当日御都合が悪いときは、議会事務局までご連絡ください。**

**３　写しの作成に要する費用が必要な場合は、備考欄に記入しています。**

**４　お問合せ先：議会事務局（電話　　　　　　　　　　　）**